平成２７年（フ）第１０９５号
堺市堺区住吉橋町２丁１番12号　シニアハウス笑楽堺、前住所堺市堺区大浜南町２丁１番27―133号
債務者　山下　恵子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１０２号
大阪府富田林市東板持町１丁目11番９号
債務者　玉井　宏亜
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１０７号
堺市北区金岡町1620番地　白鷺東住宅６棟210号
債務者　山川　博一
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３８５号
沖縄県那覇市識名１丁目19番24号　ハイム24202
債務者　仲道　隆志
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１６７号
群馬県館林市小桑原町781番地の３　サンガーデンカネコＢ101
債務者　半田　昭江
1　決定年月日時　平成28年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第８７号
新潟県上越市大字上千原3372番地５
債務者　松林有理子
1　決定年月日時　平成28年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第２７７号
長崎県長崎市小江原２丁目23番14―103号
債務者　休場　敏幸
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４６号
大分県日田市大字小野971番地４
債務者　吹春　幸一
1　決定年月日時　平成28年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで　大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第４８号
大分県日田市大字田島699番地２
債務者　庄内　　亮
1　決定年月日時　平成28年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで　大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第６８６号
仙台市宮城野区元寺小路306番地の13　ＶＩＰ仙台601
債務者　穴水　雄太
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７４０号
仙台市青葉区川平２丁目８番20号
債務者　高平　秀夫
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７５号
秋田県山本郡藤里町藤琴字鳥谷場132番地１
債務者　成田　正道
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで　秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第７６号
秋田県山本郡藤里町藤琴字鳥谷場132番地１
債務者　成田喜美子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで　秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第２１２号
茨城県つくば市泊崎37番地40
債務者　橋本みさ子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２１３号
茨城県稲敷郡美浦村大字信太1144番地24
債務者　松山　和子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２１９号
茨城県土浦市都和３丁目２番16―53号
債務者　安齋　光代
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２９７号
山梨県甲斐市万才183番地１
債務者　野田　　孝
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで　甲府地方裁判所民事部破産係